

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
女性相談センター	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後<b>30日以内</b>に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 558 1489 716"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>滋賀県</td> <td>令和2年4月9日</td> <td>3,950円</td> <td>令和2年5月22日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>和歌山県</td> <td>令和2年7月20日</td> <td>2,860円</td> <td>令和3年2月16日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	滋賀県	令和2年4月9日	3,950円	令和2年5月22日	B	和歌山県	令和2年7月20日	2,860円	令和3年2月16日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後<b>30日以内</b>に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所内会議において監査結果の報告を行うとともに、管外旅費の精算に遅延がないよう、職員に対し旅費制度の周知及び注意喚起を行った。</p> <p>今後、旅費事務担当者は、管外出張旅費の額の確定日の確認を徹底するとともに、管外出張を行う職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するなど、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日														
A	滋賀県	令和2年4月9日	3,950円	令和2年5月22日														
B	和歌山県	令和2年7月20日	2,860円	令和3年2月16日														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）